

< 議員定数・報酬 > 議会運営委員会が検討を行うまでの状況

亀岡市議会の議員定数について

議員定数の推移

改選時期	定数
S30. 2～	38 人
S34. 2～	30 人
H15. 2～	28 人
H19. 2～	26 人

議員定数については昭和 22 年制定の地方自治法において、人口規模に応じて定数（以下「法定数」という。人口 5 万人以上 10 万人未満の市は 30 人）が定められており、法定数から減少させることができる規定となっていました。亀岡市議会では議員定数を昭和 30 年市制施行当初は合併特例措置（ ）により 38 人としていましたが、昭和 34 年には法定数のとおり 30 人としていました。

平成 11 年の地方自治法の改正により、平成 15 年から議員定数は従来の法定数ではなく、法に定められた上限の範囲内で、条例で定めることとなりました。そのことから、亀岡市議会においては、平成 13 年、12 期議員（任期

H11.2.5～H15.2.4)において議員定数条例設置特別委員会を設置し検討を行いました。検討に際しては、まず市民アンケート調査を実施しました。調査結果は、「30人のまま」とする意見が48.9%、「削減」の意見が51.1%であり、社会経済情勢、市の財政状況を踏まえ議会も厳しい判断をするべき等の意見により、2名を減数することで特別委員会の結論に至りました。本会議には定数を30人とする条例案と28人とする条例案が提案され、28人の案を賛成者多数で可決し、次期選挙（平成15年）から28人としました。

また、平成18年、13期議員（任期 H15.2.5～H19.2.4）においても議員定数検討特別委員会を設置し検討を行いました。この時にも、市民アンケート調査を実施しており、その調査結果は、「増数」が13%、「28人のまま」が43%、「減数」が41%でした。結果をもとに検討した特別委員会の結論は現行維持でありました。しかし、減数の市民意見を重く受け止めるなかで2名を減数する案も本会議に提案されました。採決により、減数の案が賛成者多数で可決され、次期選挙（平成19年）から26人としました。

14期議員（任期 H19.2.5～H23.2.4）においても、適正な議員定数についての議論を行いました。議会活性化推進委員会で、定数を減数するべきとの意見があり、検討課題の一つに挙げ議論を行いました結論に至らず、その後も幹事会、全員協議会で議論を重ねました。結論としては、「議会審議を十分行うためには減数するべきでない。」「減数の根拠が不明確である。」とする意見等により、減数はしないこととしました。

平成23年には地方自治法が改正され、地方公共団体の自由度の拡大を図るための措置として、人口区分に応じた上限数が撤廃され市の条例で独自に議員定数を定めることが出来るようになりました。そのことから市民にも説明できる適正な議員定数を検討することが大きな課題であり、15期議員（任期H23.2.5～H27.2.4）においても検討を行いました。

議会改革推進特別委員会での検討もしましたが結論に至らず、議会運営委員会で検討することとなりこの度検討を行ったものです。

亀岡市議会の議員報酬について

議員報酬（月額）の推移

改正時期	議長	副議長	議員
H 4. 4 ~	520,000 円	450,000 円	400,000 円
H 8. 12 ~	580,000 円	505,000 円	450,000 円
H 18. 7 ~	560,000 円	490,000 円	440,000 円

議員報酬については、地方自治法第203条第1項で「報酬を支給しなければならない」と規定されており、報酬額は市の条例で定めています。

議員報酬額は過去から市長が亀岡市特別職報酬等審議会に諮問され、答申を受け改正が行われてきました。

平成8年12月改正をピークに議員報酬は増額傾向にありましたが、平成

18年7月からは行財政改革の観点から減額改正されました。

市民に説明できる適正な報酬額については、適正な定数と同様に基準がないことから常に議員自らの課題として検討課題に挙がっており、15期議員において、定数の議論とともに議会運営委員会で検討を行ったものです。

合併特例措置

新設合併の場合・・・合併後の市町村の法定数の2倍まで定数を増員（最初の任期のみ）することができる